令和6年11月富山県議会定例会議案

令和6年11月富山県議会定例会議案目次

議案第 131 号	令和6年度富山県一般会計補正予算(第7号)1
議案第 132 号	令和6年度富山県港湾施設特別会計補正予算(第3号)18
議案第 133 号	令和6年度富山県病院事業会計補正予算(第2号)20
議案第 134 号	令和6年度富山県電気事業会計補正予算(第2号)22
議案第 135 号	令和6年度富山県水道事業会計補正予算(第1号)24
議案第 136 号	令和6年度富山県工業用水道事業会計補正予算(第1号)25
議案第 137 号	富山県新川こども施設条例制定の件26
議案第 138 号	富山県収入証紙条例を廃止する等の条例制定の件30
議案第 139 号	富山県附属機関条例一部改正の件33
議案第 140 号	県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例一部改正の件…34
議案第 141 号	富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例一部改正の 件
議案第 142 号	富山県手数料条例一部改正の件36
議案第 143 号	富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理 者の資格に関する条例一部改正の件46
議案第 144 号	富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件49
議案第 145 号	工事請負契約締結に関する件(主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事)50
議案第 146 号	事業契約締結に関する件 (新川こども施設整備・運営事業)51
議案第 147 号	工事委託契約変更に関する件(一般国道 471 号利賀トンネル (その 2) 工事)
議案第 148 号	工事委託契約変更に関する件(一般国道 471 号利賀トンネル (その3)工事)53
議案第 149 号	工事委託契約変更に関する件(あいの風とやま鉄道線中川水系 沖田川放水路工工事)54
議案第 150 号	工事請負契約変更に関する件(主要地方道立山山田線道路橋りょう改築(高善寺橋)上部工工事)55
議案第 151 号	不動産処分に関する件
議案第 152 号	富山県広域消防防災センター(四季防災館)の指定管理者の指 定に関する件
議案第 153 号	富山県新川こども施設の指定管理者の指定に関する件58

議案第 154 号	富山県美術館の指定管理者の指定に関する件59
議案第 155 号	高志の国文学館の指定管理者の指定に関する件60
議案第 156 号	富山県こどもみらい館の指定管理者の指定に関する件61
議案第 157 号	富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館の指 定管理者の指定に関する件・・・・・・・・・・62
議案第 158 号	富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅の指定 管理者の指定に関する件63
議案第 159 号	富山県富岩運河環水公園、富岩運河環水緑地及び富岩運河の指 定管理者の指定に関する件64
議案第 160 号	県民公園太閤山ランドの指定管理者の指定に関する件65
議案第 161 号	富山県立山荘の指定管理者の指定に関する件66
議案第 162 号	当せん金付証票の発売に関する件67
報告第 19 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件68
	F度富山県一般会計補正予算(第 6 号)······69
損害賠償	賞に係る和解に関する件71
報告第 20 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件72
損害賠償	賞に係る和解に関する件73

議案第 131 号

令和6年度富山県一般会計補正予算(第7号)

令和6年度富山県の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 819,703 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 632,377,185 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月26日 提 出

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

				(単位 十円)
款	項	補正前の額	補 正 額	<u> </u>
5地方交付税		145,507,273	190,909	145,698,182
	1地方交付税	145,507,273	190,909	145,698,182
7 分担金及び負担金		3,045,727	6,079	3,051,806
	1分担金	526,547	6,079	532,626
9国庫支出金		63,892,818	456,780	64,349,598
	1国庫負担金	22,011,000	14,620	22,025,620
	2国庫補助金	40,190,613	440,117	40,630,730
	3委 託 金	1,691,205	2,043	1,693,248
10 財 産 収 入		857,141	4,616	861,757
	2財産売払収入	279,447	4,616	284,063
11 寄 附 金		247,845	15,706	263,551
	1 寄 附 金	247,845	15,706	263,551
12 繰 入 金		26,172,132	4,500	26,176,632
	2基金繰入金	19,089,645	4,500	19,094,145
14 諸 収 入		105,881,410	12,413	105,893,823
	5 受託事業収入	168,560	365	168,925

	7 雑 入	4,841,959 12,	048 4,854,007
15 県 債		51,511,860 128,	700 51,640,560
	1 県 債	51,511,860 128,	700 51,640,560
補正されなかっ	た款項に係る額	234,441,276	234,441,276
歳 入	合 計	631,557,482 819,	703 632,377,185
	歳	出	(単位 千円)
款	項	補正前の額 補 正	額計
2 総 務 費		27,457,006 7,	100 27,464,106
	1総務管理費	11,026,321 2,	100 11,028,421
	2 企 画 費	5,762,432 5,	000 5,767,432
3 民 生 費		54,188,530 531,	949 54,720,479
	1社会福祉費	37,299,382 371,	110 37,670,492
	2 児 童 福 祉 費	16,488,453 160,	839 16,649,292
4 衛 生 費		36,335,248 6,	013 36,341,261
	1公衆衛生費	24,257,743	200 24,257,943
	5 薬 務 費	1,289,295 3,	770 1,293,065
	6公害防止費	2,305,395 2,	043 2,307,438
6農林水産業費		34,912,012 175,	506 35,087,518
	1農業費	7,651,048 72,	580 7,723,628

3 農 地 費 15,881,545										
日本 業 費 7,615,130 1,584 7,616,714 5 水 産 業 費 3,022,982 79,450 3,102,432 7 商 工 費 101,176,373 25,362 101,201,735 2 工 鉱 業 費 4,684,537 24,000 4,708,537 3 観 光 費 1,652,926 1,362 1,654,286 8 土 木 費 68,936,431 65,700 69,002,131 1 土 木 管 理 費 1,168,052 9,000 1,177,052 3 河 川 海 岸 費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 1,700 4,646,318 1 数 育 総 務 費 11,276,212 1,000 11,277,212 4 高 等 学 校 費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 1 1,98,848,515 198,848,515				2 畜	産	業	費	741,307	4,525	745,832
7 商 エ 費 101,176,373 25,362 101,201,735 2 1,654,286 2 1 1,652,926 1,362 101,201,735 3 3 観 光 費 1,652,926 1,362 1,654,286 1 1 上 木 管 理 費 1,168,052 9,000 1,177,052 3 河 川 海 岸 費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 1 1 教 育 総 務 費 11,276,212 1,000 11,277,212 4 高 等 学 校 費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 1 198,848,515 198,848,515				3 農	地	ī	費	15,881,545	17,367	15,898,912
7 商 工 費 101,176,373 25,362 101,201,735 24,000 4,708,537 34 24,000 4,708,537 34 光 費 1,652,926 1,362 1,654,288 1 大 費 68,936,431 65,700 69,002,131 1 土 木 管 理 費 1,168,052 9,000 1,177,052 3 河 川 海 岸 費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 1,700 4,646,318 1 1 教育総務費 11,276,212 1,000 11,277,215 4 高 等学校費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教育費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体育費 2,476,374 2,818 2,479,195 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				4 林	業	Ê	費	7,615,130	1,584	7,616,714
2 工 鉱 業 費 4,684,537 24,000 4,708,537 3 観 光 費 1,652,926 1,362 1,654,288 8 土 木 費 68,936,431 65,700 69,002,131 1 土 木 管 理 費 1,168,052 9,000 1,177,052 3 河 川 海 岸 費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 10 教 育 費 109,703,367 8,073 109,711,440 4 高 等 学 校 費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				5 水	産	業	費	3,022,982	79,450	3,102,432
8 土 木 費 68,936,431 65,700 69,002,131 1.168,052 9,000 1,177,052 3 河川海岸費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 1.0教育 費 109,703,367 8,073 109,711,440 4 高 等学校費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社会教育費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保健体育費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515	7 商	工.	費					101,176,373	25,362	101,201,735
8 土 木 費 68,936,431 65,700 69,002,131 1.1 木 管 理 費 1,168,052 9,000 1,177,052 3 河 川 海 岸 費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 1,000 11,277,212 4 高 等 学 校 費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				2 工	鉱	業	費	4,684,537	24,000	4,708,537
1 土 木 管 理 費 1,168,052 9,000 1,177,052 3 河 川 海 岸 費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 10 教 育 費 109,703,367 8,073 109,711,446 1 教 育 総 務 費 11,276,212 1,000 11,277,212 4 高 等 学 校 費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				3 観	光	<u>.</u>	費	1,652,926	1,362	1,654,288
3 河 川 海 岸 費 18,391,934 55,000 18,446,934 6 住 宅 費 4,644,618 1,700 4,646,318 10 教 育 費 109,703,367 8,073 109,711,446 1 教 育 総 務 費 11,276,212 1,000 11,277,212 4 高 等 学 校 費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 前正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515	8 土	木	費					68,936,431	65,700	69,002,131
6 住 宅 費 4,644,618				1 土	木管	理	費	1,168,052	9,000	1,177,052
10教育費 109,703,367 8,073 109,711,440 1 1 教育総務費 11,276,212 1,000 11,277,212 4 高等学校費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社会教育費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保健体育費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				3 河	川海	岸	費	18,391,934	55,000	18,446,934
1教育総務費 11,276,212 1,000 11,277,212 4高等学校費 28,070,931 2,255 28,073,186 7社会教育費 3,457,084 2,000 3,459,084 8保健体育費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				6 住	宅	ì	費	4,644,618	1,700	4,646,318
4 高 等 学 校 費 28,070,931 2,255 28,073,186 7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515	10 教	育	費					109,703,367	8,073	109,711,440
7 社 会 教 育 費 3,457,084 2,000 3,459,084 8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				1 教	育 総	※ 務	費	11,276,212	1,000	11,277,212
8 保 健 体 育 費 2,476,374 2,818 2,479,192 補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				4 高	等 学	校	費	28,070,931	2,255	28,073,186
補正されなかった款項に係る額 198,848,515 198,848,515				7 社	会 教	(育	費	3,457,084	2,000	3,459,084
				8 保	健体	;育	費	2,476,374	2,818	2,479,192
歳 出 合 計 631,557,482 819,703 632,377,185	補正されなかった款項に係る額							198,848,515		198,848,515
	歳		出	合		計		631,557,482	819,703	632,377,185

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

		,	(単位 1円)
款	項	事 業 名	金額
2 総 務 費	2 企 画 費	広域交通対策費	356,040
		高志の国文学館管理運営 費	34,900
3民 生 費	2児童福祉費	児童相談所運営費	118,000
6農林水産業費	3農地費	県営水利施設整備事業費	100,200
		県営農地整備事業費	1,009,000
		地すべり対策事業費	39,600
		県営農村地域防災減災事 業費	418,200
		中山間地域農業農村総合 整備事業費	33,000
	4 林 業 費	県営林道道整備交付金事 業費	161,000
		山のみち地域づくり交付 金事業費	136,000
		県営林道開設交付金事業 費	9,000
		団体営林道改良交付金事 業費	124,000
		復旧治山事業費	42,000
		予防治山交付金事業費	100,000
		県単独治山事業費	35,000
		緊急治山事業費	204,000

		地すべり防止事業費	229,000
		緊急総合治山事業費	86,000
		山地災害重点地域総合対 策事業費	77,000
	5 水 産 業 費	沿岸漁業構造改善事業費	79,450
		漁業調査船維持修繕費	14,162
		水産基盤整備事業費	138,000
		漁港•海岸整備交付金事 業費	78,000
7 商 工 費	2工 鉱 業 費	富山会館事業費	10,250
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	県単独災害防除費	160,000
		県単独雪寒対策施設費	31,000
		県単独雪寒対策施設維持 修繕費	79,000
		積雪寒冷地道路建設機械 整備費	120,000
		県単独交通安全施設整備 費	80,000
		県単独道路維持修繕費	440,000
	3河川海岸費	県単独ダム維持管理費	40,000
		河川改修費	485,000
		県単独砂防改良費	2,000
		砂防総合交付金事業費	484,000
		砂防関係施設整備費	1,520,000

			_							
									海岸保全事業費	108,000
									港湾海岸保全事業費	20,000
			4	港		湾		費	県単独港湾運河維持修繕 費	150,000
									県単独港湾改良整備費	78,000
									伏木富山港港湾公害防止 対策費	27,000
									伏木富山港改良整備費	36,000
									県単独空港整備費	99,100
			5	都	市	計	画	費	組合土地区画整理事業費	115,000
									県単独都市計画街路改良 費	190,000
									都市計画街路事業推進費	22,000
									街路事業費	1,890,000
									県単独都市公園施設整備 費	466,400
			6	住		宅		費	公営住宅ストック整備事 業費	4,000
									安全・安心とやまの住ま い耐震化促進事業費	58,250
9 誓	这	喜 費	1	<u>敬</u>	察	管	理	費	駐在所•交番庁舎建設費	69,650
10 孝	数 育	青 費	4	高	等	学	校	費	学校修繕費(全日制)	201,998
									学校修繕費 (定時制)	94,704
									高等学校建設事業費	758,753
									運動場等整備費	54,084
					_	_	_			

	5 特別支援学校費	学校修繕費 (特別支援)	50,770
		特別支援学校建設事業費	317,053
	7社会教育費	県立文化ホール管理運営 費	10,000
11 災 害 復 旧 費	2公共土木施設 医 復 旧 費	道路災害復旧費	388,346
		砂防災害復旧費	85,087
合	計		12,366,997

2 変 更

款	項	補 正	前	補 正	後
/JУ\	- 'A	事 業 名	金額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 理 費	庁舎維持管理費	46,841	庁舎維持管理費	76,156
8 土 木 費	2 道 路 橋	道路橋りょう改築 費	407,400	道路橋りょう改築 費	4,377, 400
		県単独道路改良費	201,000	県単独道路改良費	566,000
		道路総合交付金事 業費	79,000	道路総合交付金事 業費	1,368, 000
		県単独橋りょう維 持修繕費	20,000	県単独橋りょう維 持修繕費	159,000
	3河川海岸費	県単独河川維持修 繕費	143,000	県単独河川維持修 繕費	379,000
		 県単独河川改良費 	53,000	県単独河川改良費	60,000
		河川総合交付金事 業費	66,150	河川総合交付金事 業費	426,150
		県単独砂防維持修 繕費	15,000	県単独砂防維持修 繕費	351,000
		海岸総合交付金事 業費	63,000	海岸総合交付金事 業費	256,000
		港湾海岸総合交付 金事業費	16,000	港湾海岸総合交付 金事業費	48,000
	4 港 湾 費	港湾総合交付金事 業費	61,000	港湾総合交付金事 業費	448,000
		港湾予防保全事業 費	99,000	港湾予防保全事業 費	569,000
	5都市費	都市計画街路総合 交付金事業費	81,000	都市計画街路総合 交付金事業費	304,000
		都市公園総合交付 金事業費	48,916	都市公園総合交付 金事業費	252,000
11 災 害 旧 費	公共土木 2 施設災害 復 旧 費	河川災害復旧費	338,800	河川災害復旧費	857,450

補正されなか 事業に係る額	った	1,134, 474	1,134, 474
合	<u> </u>	2,873, 581	11,631, 630

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

					単位 1 ロノ
事項	期	間	限	度	額
富山県庁情報通信網関連機器整備事業	令和7年度から 令和12年度まで				178,200
富山県広域消防防災センタ - (四季防災館)管理事業	令和7年度				47,119
四季防災館リニューアル基 本設計業務委託	令和7年度				15,000
繁忙期等補助業務労働者派遣費	令和7年度				88,600
県報PDFファイル編集等 業務委託	令和7年度				3,600
富山県立大学情報工学部研究機材整備事業	令和7年度				629,800
施設保守管理等業務委託	令和7年度				1,073,000
法人県民税·法人事業税等 申告書封入等業務委託	令和7年度				5,000
自動車税(種別割)一斉文 書催告封入封緘等業務委託	令和7年度				1,100
納税通知書等作成業務委託	令和7年度から 令和11年度まで				249,000
税納付金輸送業務委託	令和7年度				5,000
税務帳票印刷等業務委託	令和7年度				7,200

性暴力被害ワンストップ支 援センターとやま電話相談 業務委託	令和7年度	3,100
富山県美術館管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	1,053,594
富山県美術館企画展開催事業	令和7年度	14,300
富山県美術館広報スタッフ派遣費	令和7年度	7,910
富山県美術館企画展撤収· 返却業務委託	令和7年度	3,584
富山県美術館常設展展示替 え業務委託	令和7年度	1,116
高志の国文学館管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	342,879
富山県こどもみらい館管理 事業	令和7年度から 令和11年度まで	720,425
富山児童相談所等施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	3,529,000
障害者権利擁護センター夜 間・休日通報受付業務委託	令和7年度	850
富山県子ども医療電話相談 ・救急医療電話相談事業運 営委託	令和7年度	18,000
「こころ・いのちの電話」 運営事業	令和7年度	24,700
精神障害者保護対策費	令和7年度	20,890

富山県国際健康プラザ管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	913,227
富山県立イタイイタイ病資 料館管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	100,335
富山県創業支援センター及 び富山県創業・移住促進住 宅管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	223,143
県単独農業農村整備事業	令和7年度	50,000
県単独治山事業	令和7年度	35,000
漁業調査船維持修繕事業	令和7年度	13,600
道路管理事業	令和7年度	413,747
県単独道路除雪事業	令和7年度	65,000
積雪寒冷地道路建設機械整 備事業	令和7年度	160,000
積雪寒冷地道路除雪事業	令和7年度	40,000
県単独交通安全施設整備事 業	令和7年度	220,000
県単独ダム維持管理事業	令和7年度	50,000
県単独空港整備事業	令和7年度	50,000
富山空港整備事業	令和7年度	178,000
富山県富岩運河環水公園、 富岩運河環水緑地及び富岩 運河管理事業	令和7年度から 令和9年度まで	193,083

県民公園太閤山ランド管理 事業	令和7年度から 令和11年度まで	2,015,120
情報通信技術支援員派遣事業	令和7年度	15,185
富山県立山荘管理事業	令和7年度から 令和11年度まで	9,503
交通規制標示塗替事業	令和7年度	188,000
自動車保管場所調査事業	令和7年度	63,400
自動車保管場所データ入力事業	令和7年度	9,300
自動車運転免許更新時講習 事業	令和7年度	58,200
自動車運転免許停止処分者 講習事業	令和7年度	29,700
自動車運転免許原付講習事業	令和7年度	700
自動車運転免許申請等補助 事業	令和7年度	84,300
1		

2 変 更

補	正	前	補	正	後
事 項	期間	限度額	事 項	期間	限度額
県単独災害防除事 業	事令和7年月	度 15,0	00県単独災害防除事業	事令和7年度	130,000
県単独道路維持(繕事業	多令和7年	度 60,0	00 県単独道路維持個	多令和7年度	1,410,000
県単独道路改良 業	事令和7年	度 313,0	00 県単独道路改良事業	事令和7年度	353,000
県単独橋りょう 持修繕事業	惟令和7年月	度 30,0	00 県単独橋りょう約 持修繕事業	作令和7年度	180,000
県単独河川維持(繕事業	多令和7年月	度 40,0	00 県単独河川維持の繕事業	多令和7年度	106,000
河川改修事業	令和7年	度 230,0	00河川改修事業	令和7年度	270,000
港湾海岸総合交付金事業費	寸令和7年月	度 60,0	00港湾海岸総合交付金事業費	寸令和7年度	160,000
県単独港湾運河約 持修繕事業	惟令和7年月	度 20,0	00 県単独港湾運河総持修繕事業	作令和7年度	186,000
公営住宅ストック 整備事業	7 令和7年月	宴 33,0	00 公営住宅ストック整備事業	↑ 令和 7 年度	78,000

第4表 地方債補正

						(単位 1円)
起債の目的	限	度	額	起債の	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計	方 法	和 辛	恒 逐 の 万 伝
県有施設整備事業費	4,127,000	106,000	4,233,000	又は	% 5.0以内 (ただし、	借入れの年から据置期 間を含め50年以内に元
防災対策推進費	11,000		11,000	証券発行(他の共) (他) 大公共団体との共	利率見直し方式で	利均等、元金均等又は満期一括で償還する。
緊急防災·減災 事 業 費	1,286,000		1,286,000	同発行を	借り入れ る資金に	ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還
並行在来線対策費	35,000		35,000		ついて 、 利率の見	年限を短縮し、又は低
公共等補助事業費	15,344, 000		15,344, 000		直しを行った後に	ができるものとする。 なお、借入先の融通条
県単独農林水産業 施設整備事業費	10,000		10,000		おいては、 当該見直	件があるときは、これ に従うことができる。
直轄事業費負担金	10,722,		10,722, 000		し後の利 率)	
公園整備事業費	434,000		434,000			
公営住宅建設事業費	72,000		72,000			
地方道整備事業費	3,856,000		3,856,000			
自然災害防止事 業 費	2,799,000		2,799,000			
警察施設整備事 業 費	283,000		283,000			
高等学校整備事業費	2,998,000		2,998,000			
臨時高等学校整備事業費	460,000		460,000			
特別支援学校建設事業費	364,000		364,000			
地域活性化事 業 費	435,000		435,000			

施事	記 整 備 補 」	助費	224,000		224,000
補後	前助直轄災 1 旧事業	害費	3,093,900		3,093,900
単事	独災害復	旧費	1,465,800	22,700	1,488,500
行事	政改革推	進費	1,000,000		1,000,000
退	ł 職 手 当 /	債	1,000,000		1,000,000
踮	時財政対策	債	1,492,160		1,492,160
	= +		51,511, 860	128,700	51,640, 560

議案第 132 号

令和6年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第3号)

令和6年度富山県の港湾施設特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月26日 提 出

第1表 債務負担行為補正

追 加

事	項	期	間	限	度	額
国際物流ター等	ミナル北岸壁	令和7年度				3,915
引船運航管理事	事業	令和7年度				42,800

議案第 133 号

令和6年度富山県病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和6年度富山県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度富山県病院事業会計予算第5条中

富山県立中央病院診療材料調達·管理等 業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	62,500
富山県立中央病院手 術支援ロボット保守 業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	90,420
富山県立中央病院医 事業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	889,000

富山県立中央病院診 | 令和7年度から 62,500 療材料調達・管理等 | 令和9年度まで 業務委託 富山県立中央病院手 | 令和7年度から 90,420 術支援ロボット保守 | 令和11年度まで 業務委託 富山県立中央病院医 | 令和7年度から 889,000 事業務委託 令和8年度まで 富山県立中央病院高 令和7年度 191,900 額医療器械保守点検 業務委託 富山県立中央病院駐 | 令和7年度 46,900 車場管理業務委託

に改める。

を

富山県立中央病院オンライン洋雑誌購入 費	令和7年度	9,200

令和6年11月26日 提 出

議案第 134 号

令和6年度富山県電気事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和6年度富山県電気事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度富山県電気事業会計予算第5条中

低濃度 P C B 廃棄物無害 化処理業務委託費	令和7年度	24,882	
主要変圧器更新工事費	令和7年度	140,899	
発電所主要機器修繕工事	令和7年度	594,000	
水車発電機細密点検工事 費	令和7年度	45,628	
発電所及びダム設備機器 更新工事費	令和7年度	99,473	を
発電所通信環境拡充工事 費	令和7年度	64,854	
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和7年度	6,533	
発電所機器更新工事費	令和7年度から 令和8年度まで	46,332	
秘書業務労働者派遣費	令和7年度から 令和9年度まで	11,398	I

低濃度PCB廃棄物無害	令和7年度	24,882
化処理業務委託費		

主要変圧器更新工事費	令和7年度	140,899
発電所主要機器修繕工事	令和7年度	594,000
水車発電機細密点検工事 費	令和7年度	45,628
発電所及びダム設備機器 更新工事費	令和7年度	99,473
発電所通信環境拡充工事 費	令和7年度	64,854
太陽光発電所保守点検業務委託費	令和7年度	6,533
発電所機器更新工事費	令和7年度から 令和8年度まで	46,332
秘書業務労働者派遣費	令和7年度から 令和9年度まで	11,398
大長谷第二発電所建屋建 築工事外2件監理業務委 託費	令和7年度から 令和10年度まで	16,300
施設保守管理等業務委託	令和7年度	2,200

に改める。

令和6年11月26日 提 出

議案第 135 号

令和6年度富山県水道事業会計補正予算(第1号)

- 第1条 令和6年度富山県水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和6年度富山県水道事業会計予算第4条の次に次の1条を加える。 (債務負担行為)
 - 第4条の2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
施設保守管理等業務委託		令和7年度				12,000

令和6年11月26日 提 出

議案第 136 号

令和6年度富山県工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

- 第1条 令和6年度富山県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和6年度富山県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額800,454千円」 を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額767,154千円」に、「過年度 分損益勘定留保資金58,508千円」を「過年度分損益勘定留保資金25,208千円」に 改め、同条の資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入

第1款 資本的収入 2,602,634千円 33,300千円 2,635,934千円 第3項 補助 金 23,900千円 33,300千円 57,200千円

第3条 予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第4条の2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
漏水検知システム運用業 務委託		令和7年度				7,900
施設保守管理	等業務委託	令和7年度				12,800

令和6年11月26日 提 出

議案第 137 号

富山県新川こども施設条例制定の件

富山県新川こども施設条例を次のように定める。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県新川こども施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県新川こども施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 こどもに多様な遊びの機会と場を提供するとともに、地域との連携を図り、 もってこどもの心身の健やかな成長及び地域の活性化に寄与するため、富山県新 川こども施設(以下「こども施設」という。)を設置する。

(位置)

第3条 こども施設は、魚津市に置く。

(施設)

- 第4条 こども施設に、次に掲げる施設を置く。
 - (1) 屋内遊戲施設
 - (2) 芝生広場
 - (3) その他こども施設の設置の目的を達成するために必要な施設 (事業)
- 第5条 こども施設は、こどもの遊び場を提供する事業その他こども施設の設置の 目的を達成するために必要な事業を行う。

(地域との連携)

第6条 こども施設は、前条に規定する事業を行うに当たっては、地域の多様な主体との十分な連携に努めるものとする。

(指定管理者による管理)

第7条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」とい

う。)にこども施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第8条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) こども施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) こどもの遊び場を提供する事業に関する業務
 - (3) 第14条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
 - (4) その他こども施設の管理に関して知事が必要と認める業務 (休場日)
- 第9条 こども施設の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休場日以外の日に休場し、又は休場日に開場することができる。
 - (1) 水曜日 (その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178 号) に規定 する休日に当たる場合を除く。)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。) (開場時間)
- 第10条 こども施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指 定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に 変更することができる。

(入場の拒否及び制限)

- 第11条 指定管理者は、こども施設に入場しようとする者が次の各号のいずれかに 該当すると認めるときは、入場を拒否することができる。
 - (1) 他の入場者に迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
 - (2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- 2 指定管理者は、こども施設の管理上必要があると認めるときは、入場を制限することができる。

(遵守事項等)

- 第12条 こども施設に入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 他の入場者に迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 指定された場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。

- (4) その他知事が特に指示した事項
- 2 知事は、こども施設に入場した者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(入館者の範囲等)

- 第13条 屋内遊戯施設に入館することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - (2) 前号に掲げる者の同伴者(前号に掲げる者を除く。)
 - (3) その他こども施設の設置の目的から知事が適当と認める者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者が屋内遊戯施設に入館するときは、同項第2号に掲げる者が同伴し なければならない。

(利用料金)

- 第14条 屋内遊戯施設に入館しようとする者(第16条第1号において「利用者」という。)は、指定管理者に屋内遊戯施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知 事の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

- 第16条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかったとき。
 - (2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。
 - (3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第14条第2項及び第15条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第14条第2項及び第15条の規定の例により、行うことができる。

別表(第14条関係)

種別	単位	金額
入館料	1人1回につき	200円

備考 第13条第1項第1号に掲げる者に係る入館料は、無料とする。

議案第 138 号

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例制定の件

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例

(富山県収入証紙条例の廃止)

第1条 富山県収入証紙条例(昭和39年富山県条例第62号)は、廃止する。

(富山県特別会計条例の一部改正)

第2条 富山県特別会計条例(昭和39年富山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「第13号」を「第12号」に改める。

(富山県手数料条例の一部改正)

第3条 富山県手数料条例(平成12年富山県条例第10号)の一部を次のように改正 する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、手数料は、それぞれ当該各号に定める方法により徴収することができる。
 - (1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第 151 号)第 6 条第 1 項又は富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第54号)第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して手数料を徴収する事務に係る申請、申込み等を行う場合 規則で定める方法
 - (2) 地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により同項に規定する指定納付 受託者に納付の委託がされた手数料を徴収する場合 同法第 231 条の 2 の 5 第 1 項の規定による納付の方法

第5条中「当該事務が終了したときに徴収することができる」を「この限りで

ない」に改める。

別表第1の65の項中「(平成14年法律第151号)」を削る。

第4条 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前項」 に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、 同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和13年4月1日 (富山県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による廃止前の富山県収入証紙条例第4条第1項に規定する収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)が売りさばいた収入証紙(消印された収入証紙又は損傷し、若しくは著しく汚染した収入証紙を除く。以下同じ。)は、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例により使用することができる。
- 3 収入証紙を保有する者(売りさばき人を除く。)は、施行日から令和12年9月 30日までの間、これを知事に返還して、券面金額の合計金額の還付を受けること ができる。
- 4 売りさばき人は、施行日前に買い受けた収入証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年9月30日までに当該返還をした者に対し、当該収入証紙の額面金額から当該収入証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

(富山県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

5 富山県収入証紙特別会計の令和12年度分の収入、支出及び決算については、な お従前の例による。

6 富山県収入証紙特別会計の令和12年度の出納の完結の際、この会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。 (富山県手数料条例の一部改正に伴う経過措置) 7 第4条の規定による改正前の富山県手数料条例別表第2に掲げる手数料については、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

議案第 139 号

富山県附属機関条例一部改正の件

富山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例(平成26年富山県条例第2号)の一部を次のように改正する。 別表の1の表富山県新川こども施設 P F I 事業者選考審査会の項を削り、同表富 山県武道館 P F I 事業者選考審査会の項中「民間資金等の活用による公共施設等の 整備等の促進に関する法律」の次に「(平成11年法律第117号)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 140 号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例一部改正の件 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条 例

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例(昭和59年富山県条例第2号) の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「職」の次に「及び人事管理上の必要性に鑑み、職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 141 号

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例一部改正の件 富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する 条例

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例(平成24年富山県条例第61号)の一部を次のように改正する。

本則第1号を次のように改める。

- (1) 一般財団法人富山県消防設備保守協会 本則第6号を次のように改める。
- (6) 公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター

本則中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号中「社団法人富山県畜産振興協会(昭和31年3月13日に社団法人富山県畜産会という名称で設立された法人をいう。)」を「公益社団法人富山県畜産振興協会」に改め、同号を第11号とする。

附則

この条例は、令和6年12月20日から施行する。

議案第 142 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例(平成12年富山県条例第10号)の一部を次のように改正する。 別表第1の19の項中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円)」を「4,300 円)。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の 規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合にあっては、 1,900円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円)」 に改め、同表の128の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」 に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手 数料」に、「6,700円」を「22,000円」に改め、同表の 129 の項中「大麻草採取栽 培者名簿の」を「第一種大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻草採取栽培者名簿登 録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」に改め、同表の 130 の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草 採取栽培者免許再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許再交付手数料」に 改め、同表の314の2の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表の 315 の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の 316 の項中「第18 条第19項 | を「第18条第28項 | に改め、同表の 317 の項中「第18条第24項第 1 号若 しくは第2号 | を「第18条第38項第1号若しくは第2号 | に改め、同表の 358 の項 及び 359 の項中「33,000円」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関 する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申 請をする場合にあっては、26,500円)」を加え、同表の389の17の項中「第18条第 18項 | を「第18条第22項 | に改め、同表の 437 の項中「道路交通法 | の次に「(昭 和35年法律第105号)」を加え、同表の440の項中「7,650円」を「7,450円」に 改め、同表の440の2の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を $\lceil 6,950 \, \text{円} \rfloor$ に、 $\lceil 3,750 \, \text{円} \rfloor$ を $\lceil 3,850 \, \text{円} \rfloor$ に、 $\lceil 4,550 \, \text{円} \rfloor$ を $\lceil 4,650 \, \text{円} \rfloor$ に

改め、同表の 441 の項中「2,850 円」を「3,100 円」に、「1,400 円」を「1,350 円」に改め、同表の 442 の項を次のように改める。

442 道路交通法第92条第1項又は運転免許証交付手(1) 第一種運転免許又は 第95条の2第11項の規定に基づく数料 第二種運転免許 次に

運転免許証の交付

第二種運転免許 次に 掲げる区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 ア 道路交通法第92条 第1項の規定による 交付を受ける場合 2,350円(道路交通 法施行令(昭和35年 政令第270号)第33 条の6の2第6号に 掲げるやむを得ない 理由のため免許証等 の更新を受けること ができなかった者で あって、道路交通法 第97条の2第1項第 3号に該当して同項 の規定の適用を受け たもの (443の2の 項において「特定試 験免除者」という。) に対する交付にあっ ては、2,100円)。 ただし、日を同じく して第一種運転免許 又は第二種運転免許 のうち2以上の種類 の免許を受ける者 (443の2の項にお いて「複数免許取得 者」という。) に対 する交付にあっては、 2,150円に、与える 免許1種類ごとに

200円を加算した額) イ 道路交通法第95条 の2第11項の規定に よる交付を受ける場 合 2,550円

(2) 仮運転免許 1,100 円

別表第1の443の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表の443の4の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同表の443の5の項とし、同表の443の3の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項を同表の443の4の項とし、同表の443の2の項を同表の443の3の項とし、同表の443の項の次に次のように加える。

443 の 2 道路交通法第95条の 2 第特定免許情報記録(1) 道路交通法第95条の 3 項の規定に基づく特定免許情報手数料 2 第 3 項の規定による

の記録又は同法第95条の3の規定 により読み替えて適用する同法第 92条第2項の規定若しくは同法第 106条の4第2項の規定に基づく 免許情報記録の書換え(道路交通 法施行令第43条第4項で定める者 に係る記録又は書換えを除く。)) 道路交通法第95条の 2第3項の規定による 記録 次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次に 定める額

ア 道路交通法第95条 の2第6項の規定に よる申出をする場合 1,550円(特定試 験免除者に係る記録 にあっては、1,350 円)。ただし、複数 免許取得者に係る記 録にあっては、

1,350円に、与える 免許1種類ごとに 200円を加算した額

イ 道路交通法第 101 条の4の2第2項の 規定による申出(以 下この項及び 449の 項において「更新時

- 不交付申出」という。) をする場合 800円 ゥ 道路交通法第95条 の2第6項の規定に よる申出及び更新時 不交付申出のいずれ をもしない場合 1,500円(道路交通 法第92条第1項、第 95条の2第11項若し くは第 101 条の 4 の 2第1項の規定によ る免許証(仮運転免 許に係るものを除く。) の交付又は同法第94 条第2項の規定によ る免許証(仮運転免 許に係るものを除く。) の再交付と同時に記 録を受ける場合にあ っては、100円)
- (2) 道路交通法第95条の 3の規定により読み替 えて適用する同法第92 条第2項の規定又は同 法第 106 条の 4 第 2 項 の規定による免許情報 記録の書換え 1,550 円(免許証(仮運転免 許に係るものを除く。) 及び道路交通法第95条 の2第4項に規定する 免許情報記録個人番号 カードを有する者に係 る書換えにあっては、 100円)。ただし、複 数免許取得者(免許証

(仮運転免許に係るものを除く。)及び道路 交通法第95条の2第4 項に規定する免許情報 記録個人番号カードを 有する者を除く。)に 係る書換えにあっては、 1,350円に、与える免 許1種類ごとに200円 を加算した額

別表第1の445の項中「23,400円」を「23,750円」に改め、同表の447の項中「14,550円」を「15,100円」に改め、同表の448の項中「4,400円」を「5,050円」に改め、同表の449の項及び449の2の項を次のように改める。

449道路交通法第 101 条第 1 項、
運転免許証等更新(1)免許証の有効期間の
更新(同時に免許情報)第 101 条の 2 第 1 項又は第 101 条
手数料更新(同時に免許情報)

の2の2第1項の規定に基づく運 転免許証等の更新 更新(同時に免許情報 更新(同時に免許情報 記録の有効期間の更新 を受ける場合を除く。) 次に掲げる区分に応 じ、それぞれ次に定め る額

- ア 道路交通法第101 条の2の2第1項の 規定による経由地公 安委員会を経由して 行う更新申請書の提 出(以下この項にお いて「経由申請」と いう。)をする場合 2,750円
- イ 更新時不交付申出 をする場合(経由申 請をする場合を除く。) 1,300円
- ウ 経由申請及び更新 時不交付申出のいず

- れをもしない場合 2,850円
- (2) 免許情報記録の有効期間の更新(同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下この項及び次項において「経由地書換申出」という。)をするとき1,000円
 - イ 経由申請をする場合であって、経由地 書換申出をしないと き 1,950円
 - ゥ 経由申請をしない 場合 2,100円
- (3) 免許証の有効期間の 更新及び免許情報記録 の有効期間の更新 次 に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める額 ア 経由申請をする場 合であって、経由地 書換申出をするとき 2,500円
 - イ 経由申請をする場合であって、経由地 書換申出をしないと き 2,850円

		ウ	経由	申請をしな	(1
			場合	2,950円	
449の2 道路交通法第 101 条の2	運転免許更新申請	(1)	経由地	書換申出を	す
の2第1項の規定に基づく運転免	経由手数料	る	場合	1,700円	
許証等の更新の申請に係る経由		(2)	経由地	書換申出を	L
		な	い場合	750 円	

別表第1の449の3の項中「第104条の4第6項(同法第105条第2項において 準用する場合を含む。)」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150 円」に改め、同表の449の4の項中「第104条の4第7項(同法第105条第2項に おいて準用する場合を含む。)」を「第105条の2第5項」に、「1,100円」を 「1,150円」に改め、同項を同表の449の5の項とし、同表の449の3の項の次に 次のように加える。

449の4 道路交通法	第 105 条の 2	運転経歴情報記録	900円(道路交通法第
第4項の規定に基づ	く運転経歴情	手数料	105条の2第2項の規定
報の記録			による運転経歴証明書の
			交付又は同条第 5 項の規
			定による運転経歴証明書
			の再交付と同時に記録を
			受ける場合にあっては、
			100円)

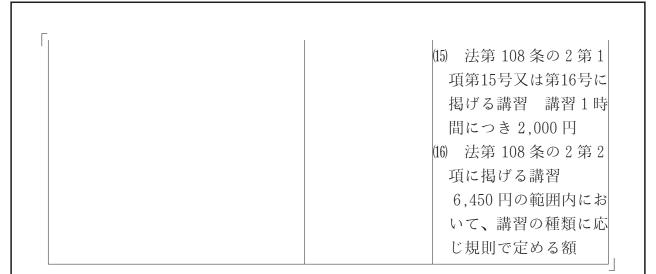
別表第1の450の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表の451の項中「第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき750円」を「第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき850円」に、「2,350円」を「2,400円」に、「4,450円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「1,400円」を「1,850円」に、「第108条の2第1項第9号に掲げる講習 講習1時間につき750円」を「第108条の2第1項第9号に掲げる講習 講習1時間につき750円」を「第108条の2第1項第9号に掲げる講習 講習1時間につき900円」に、「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,450円」を「2,550円」に改め、「500円」の次に「(都道府県公安委員会の使用に係る電子

計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と講習を受ける者の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法に よる講習(以下この項において「オンライン講習」という。)にあっては、200円)」を、「800円」の次に「(オンライン講習にあっては、 200円)」を加え**、** ゥ 違反運転者等に係 るもの 1,350 円 (道路交通法施行令 第33条の7第2項の 基準に該当しない者 にあっては、800円) を ゥ 違反運転者等のう ち特定基準不該当者 (道路交通法施行令 第33条の7第2項の 基準に該当しない者 をいう。以下この項 において同じ。)で ないものに係るもの 1.400 円 エ 違反運転者等のう ち特定基準不該当者 であるものに係るも の 800円 (オンラ

に、「もの 6,450円」を「もの 6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定める講習 9,050円」を「自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。)を使用する指導(以下この項において「実車等指導」という。)を含むもの 12,900円」に、「ア以外のもの 12,500円」を「実車等指導を含まないもの 9,350円」に、「2,250円」を「2,600円」に、

イン講習にあっては、

200円)



を

1

- (5) 法第 108条の2第1 項第15号に掲げる講習 講習1時間につき 2,100円
- (16) 法第 108 条の 2 第 1 項第16号に掲げる講習 講習 1 時間につき 2,050 円
- (17) 法第 108 条の 2 第 2 項に掲げる講習 6,600 円の範囲内において、講習の種類に応 じ規則で定める額

に改め、同表の452の項中「900円」を「1,000円」に改める。

別表第 3 の13の項中「2,350円」を「2,400円」に改め、同表の14の項中「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に改め、同表の15の項中「2,250円」を「2,600円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の314の2の項から317の項まで、389の17の項及び437の項の改 正規定 公布の日
- (2) 別表第1の128の項から130の項までの改正規定 令和7年3月1日
- (3) 別表第1の358の項及び359の項の改正規定 令和7年4月1日 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお 従前の例による。

議案第 143 号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する 条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する 条例(平成24年富山県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「)の」を「)において」に改め、「において衛生工学又は水道 工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、 下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)」に改め、「者」 の次に「(1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に 限る。)」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学 科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関 する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、 「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に 限る。)」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期 大学等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2) 年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) | を 加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、 「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」 の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」 に改め、「者」の次に「(3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者に限る。) | を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を 加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 第4条第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第5条第1項各号列記以外の部分中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは 土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門 職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒 業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法 による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、 同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、同項第1号から第4号までを削り、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは 土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門 職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒 業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 (同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年 6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2項第5号中「第1号及び前2号」を「前条第1号、第3号又は第5号」 に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科 目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに 相当する課程を除く。)」に、「第1号に」を「同条第1号に」に、「第3号」を 「同条第3号」に、「前号」を「同条第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同 項中第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。 附則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 144 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年富山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

(富山県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 第1条 第3条第2項の表中央病院の項中「654床」を「656床」に、「16床」を「12床」に改める。
- 第2条 第3条第2項の表中央病院の項中「12床」を「8床」に、「2床」を「3 床」に改める。
- 第3条 第3条第2項の表中央病院の項中「656床」を「655床」に改める。

附則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第 145 号

工事請負契約締結に関する件

主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事請負契約を次のとおり 締結するものとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 契約の目的 主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築今川橋上部工工事

2 工事の場所 富山市辻ヶ堂~水橋辻ヶ堂地内

3 契約金額 4,378,000,000円

4 契約の方法 一般競争入札

5 契約の相手方 川田建設・佐藤工業主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築

今川橋上部工工事共同企業体

代表者

南砺市苗島4760番地

川田建設株式会社北陸支店

共同企業体構成員

富山市桜木町1番11号

佐藤工業株式会社北陸支店

6 完成期日 令和11年3月27日

議案第 146 号

事業契約締結に関する件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第 117 号)第 5 条第 2 項第 5 号に規定する事業契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 契約の目的 新川こども施設整備・運営事業

2 事業の場所 魚津市宮津110 新川文化ホール敷地内

3 契約金額 5,175,999,180円

4 契約の方法 総合評価一般競争入札

5 契約の相手方 富山市布瀬本町4番8

にいかわサークルパートナーズ株式会社

6 契約期間 契約締結の日から令和24年3月31日まで

議案第 147 号

工事委託契約変更に関する件

令和3年6月定例県議会において議決を経た一般国道471号利賀トンネル(その2)工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 契約金額 変更前 1,217,888,650円

変更後 1,362,270,646円

2 完成期日 変更前 令和7年3月31日

変更後 令和8年3月31日

議案第 148 号

工事委託契約変更に関する件

令和4年6月定例県議会において議決を経た一般国道471号利賀トンネル(その3)工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 契約金額 変更前 626,616,210円

変更後 772,972,208円

2 完成期日 変更前 令和7年3月31日

変更後 令和8年3月31日

議案第 149 号

工事委託契約変更に関する件

令和3年11月定例県議会において議決を経たあいの風とやま鉄道線中川水系沖田 川放水路工工事委託契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

完成期日 変更前 令和7年7月31日 変更後 令和8年3月31日

議案第 150 号

工事請負契約変更に関する件

令和4年9月定例県議会において議決を経た主要地方道立山山田線道路橋りょう 改築(高善寺橋)上部工工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するも のとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額 変更前 556,094,000円 変更後 585,022,900円

議案第 151 号

不動産処分に関する件

旧富山県立水橋高等学校用地を次のとおり処分するものとする。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 物件の表示 富山市水橋伊勢屋外地内学校用地 55,593.91平方メートル
- 2 相 手 方 富山市
- 3 物件の用途 義務教育学校等公共施設用地
- 4 売 却 金 額 277,969,550円

議案第 152 号

富山県広域消防防災センター(四季防災館)の指定管理者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県広域消防防災センター(四季防災館)

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県消防協会

富山市惣在寺1090番地1

3 指定の期間

議案第 153 号

富山県新川こども施設の指定管理者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県新川こども施設

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 にいかわサークルパートナーズ株式会社 富山市布瀬本町4番8
- 3 指定の期間

供用開始の日から令和24年3月31日まで

議案第 154 号

富山県美術館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

富山FSパートナーズ

代表者

株式会社フクシ・エンタープライズ 東京都江東区大島一丁目9番8号

構成員

株式会社フクシ・エンタープライズ 東京都江東区大島一丁目9番8号

三幸株式会社

東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4

3 指定の期間

議案第 155 号

高志の国文学館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

高志の国文学館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪 4 番18号

3 指定の期間

議案第 156 号

富山県こどもみらい館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県こどもみらい館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番6

3 指定の期間

議案第 157 号

富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館の指定管理 者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県健康づくり財団 富山市友杉 151 番地

3 指定の期間

議案第 158 号

富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅の指定管理者 の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

蓮町創業支援拠点運営共同体

代表者

株式会社バロン

富山市北代5298番地

構成員

合同会社シェアライフ富山 富山市奥井町10番24号

株式会社ATOMica

宮崎県宮崎市橘通西三丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館8階

3 指定の期間

議案第 159 号

富山県富岩運河環水公園、富岩運河環水緑地及び富岩運河の指定管理 者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県富岩運河環水公園

富岩運河環水緑地

富岩運河(知事が指定した区域に限る。)

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

環水共創パートナーズ

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

有限会社金岡造園

富山市神通本町二丁目4番30号

株式会社飛鳥ガーデン

富山市茶屋町 103 番地

株式会社久郷一樹園

富山市丸の内三丁目2番6号

タイムズ24株式会社

東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号

3 指定の期間

議案第 160 号

県民公園太閤山ランドの指定管理者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園太閤山ランド

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

議案第 161 号

富山県立山荘の指定管理者の指定に関する件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県立山荘

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東洋サービス北陸

富山市千歳町一丁目6番18号

3 指定の期間

議案第 162 号

当せん金付証票の発売に関する件

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定に基づき、令和7年度において発売する当せん金付証票を次のとおり定める。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

発 売 総 額 100億円以内

報告第 19 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を 別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和6年度富山県一般会計補正予算(第6号) 損害賠償に係る和解に関する件 専決処分第 64 号

令和6年度富山県一般会計補正予算(第6号)

令和6年度富山県の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 646,057 千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ 631,557,482 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

令和6年10月9日

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正 入 歳 (単位 千円) 款 項 補正前の額 補 正 額 計 9国庫支出金 63,246,761 646,057 63,892,818 3 委 託 金 1,045,148 646,057 1,691,205 補正されなかった款項に係る額 567,664,664 567,664,664 入 計 630,911,425 646,057 631,557,482 歳 合 出 歳 (単位 千円) 款 計 項 補正前の額 補 正 額 2 総 務 費 26,810,949 646,057 27,457,006 6 選 挙 費 621,339 646,057 1,267,396 補正されなかった款項に係る額 604,100,476 604,100,476 歳 出 合 計 630,911,425 646,057 631,557,482

損害賠償に係る和解に関する件(地方自治法第179条第1項による専決処分)

			,			
専決処 分番号	概	要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年 月 日	
63		日に氷見市大浦地内 舌動中の車両の損傷		県が支払う額 21,527円	令和6年 10月8日	
68	山線富山市小泉岡	日に県道富山上滝立 打地内で発生した道 こよる歩行者の負傷	茨城県取手市在住 1 名		令和6年 10月21日	
69	木地区)臨港道路	日に伏木富山港(伏 各1号線高岡市材木 に道路側溝蓋の接触 傷	共栄火災海上保険	県が支払う額 100,738円	' ' '	
70	野線中新川郡上市	日に県道宇奈月大沢 市町中村地内で発生 みによる車両の損傷	埼玉県日高市在住 1 名	県が支払う額 36,096円	' ' '	
71			南砺市 荒井建設合資会社 南砺市在住1名	県が支払う額 182,500円		

報告第 20 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第 1 項の規定に基づき、次の事件を 別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和6年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件(地方自治法第180条第1項による専決処分)

専決処 分番号	概	要	和解の相手方	損害賠償額	専決 年 月	
		日に下新川郡入善町 した警察車両の交通	福井県福井市在住1 名	県が受け取る額 51,975円		
		日に魚津市北鬼江地 察車両の交通事故	魚津市在住1名	県が受け取る額 166,276円		
		日に富山市西田地方 た警察車両の交通事		県が受け取る額 56,023円		
		日に黒部市三日市地 察車両の交通事故	黒部市在住1名	県が受け取る額 130,504円		
		日に富山市秋ヶ島地 有自動車の交通事故		県が受け取る額 119,119円		
73	令和6年9月17 で発生した警察!	日に魚津市本江地内 車両の交通事故	魚津市在住1名	県が受け取る額 316,907円		